

令和7年度「就学援助制度」のお知らせ

会津若松市教育委員会

会津若松市では、子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者の方に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行う「就学援助制度」を設けています。

1 就学援助を受けることができる方

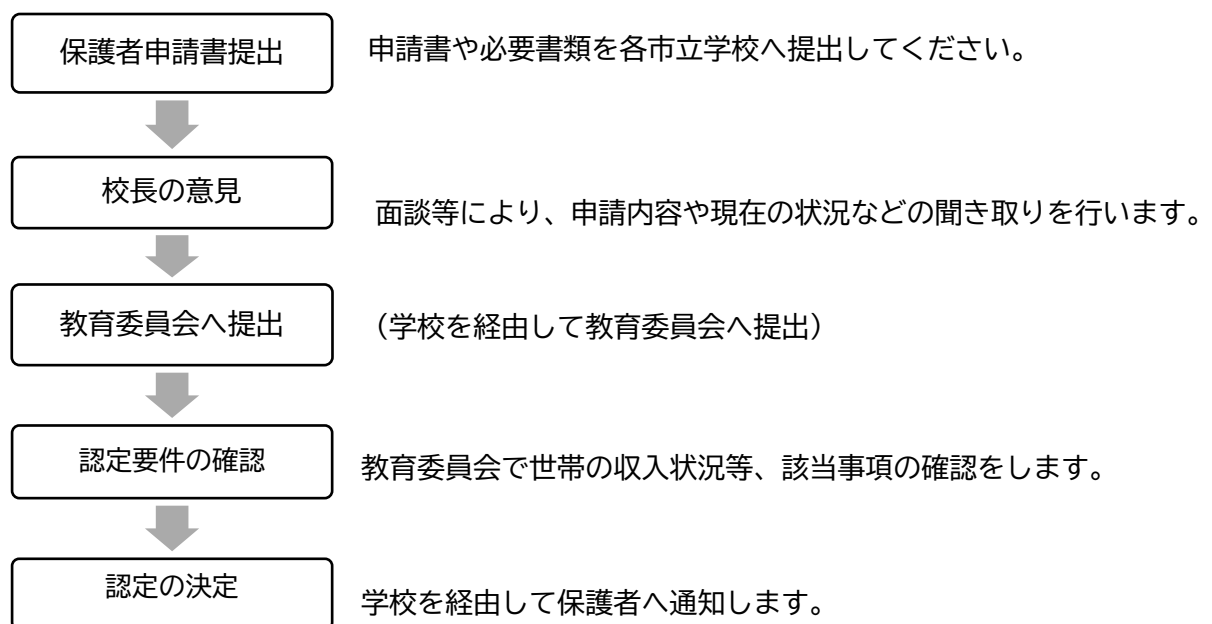
原則として会津若松市に住所を有し、福島県及び会津若松市が設置する学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、会津若松市教育委員会の認定基準に基づく審査により「要保護」又は「準要保護」として認定を受けた方です。

- (1) 「要保護」・・・生活保護法による保護を受けている世帯（生活保護世帯）
- (2) 「準要保護」・・・「要保護」に準ずる程度に生活が困窮していると認められた世帯
対象となるのは、以下の要件のいずれかに該当する世帯です。
 - ・生活保護の停止又は廃止
 - ・市民税の非課税又は非課税に相当する世帯
 - ・保護者が児童扶養手当を受給している世帯 など

2 申請手続き

各市立学校に申請書がありますので、必要事項を記入し、学校に提出してください。

※年度当初申請（4月認定）は、学校が指定する期日までに提出してください。年度途中の申請は、随時受け付けています。（審査通過後、認定日の属する月からの認定）



(裏面もご確認ください)

3 援助される経費の種類と予定金額（年額）

（令和7年4月改定）

支給費目	小学校	中学校
1. 学用品費	11,630 円	22,730 円
2. 通学用品費	2,270 円	2,270 円
3. 校外活動費（宿泊なし）	1,600 円	2,310 円
4. 校外活動費（宿泊あり）	実費	実費
5. 体育実技用具費	現物※	現物
6. 新入学児童生徒学用品費等	57,060 円	63,000 円
7. 修学旅行費	22,690 円（上限額）	60,910 円（上限額）
8. 学校給食費	現物	現物
9. 医療費	現物（要保護のみ）	現物（要保護のみ）

※小学校の体育実技用具は、11月に認定を受けている人が対象です。

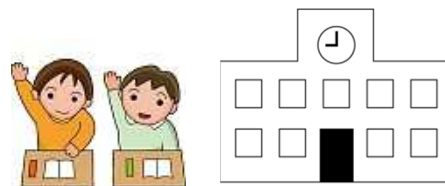
※金額は年度により変更する場合があります。

- ◆支給費目1・2・3 年額を年間3期に分けて支給します。（年度途中の認定の場合は月割り額）
- ◆支給費目4・5・7 対象月の認定者に支給します。
- ◆支給費目6 新入学児童生徒の保護者に、入学前支給、又は入学後（5月）のどちらか1回支給します。（入学前支給の申請による認定者、又は4月1日付け認定者のみ対象です）
- ◆支給費目8・9 委任状に基づき、教育委員会から債権者（学校及び医療機関）へ支払います。

4 支給予定時期

年間3期に分けて支給します。なお、新入学学用品費等は入学前・入学後どちらか1回、修学旅行費は各学校の実施時期にあわせて支給します。

- 第1期就学援助費支給・・・ 7月（4月～7月分）
- 第2期就学援助費支給・・・ 12月（8月～11月分）
- 第3期就学援助費支給・・・ 3月（12月～3月分）



5 その他

- (1) 同一生計の世帯全員とは、住民登録が別住所になっている場合や同住所で世帯分離している場合でも、同じ家に住んでいる場合には、同一生計の世帯員とみなします。また、単身赴任等により別居している場合等も同一生計の世帯となります。
- (2) 1月1日現在で、住所が市外の場合は、1月1日時点の居住地（前の市町村）で課税証明書を取得し、申請書と一緒に提出してください。
- (3) 援助制度は、各市立学校、民生委員との連携により実施しています。各地区の民生委員による子どもの見守りや、面談などの機会を通じて世帯の状況の確認を行う場合があります。
- (4) 虚偽の申請により、就学援助を受けたことが判明したときは、援助費を返還していただく場合があります。認定から外れたときは、速やかに学校または教育委員会へ申し出てください。

お問い合わせは、各学校事務担当者 または
会津若松市教育委員会 学校教育課
電話 0242-39-1303